

訪問看護を利用されている方へ

マイナンバーカードを 健康保険証としてご利用ください

※ 看護師等が準備したモバイル端末等で読み取ります。



健康保険証として利用するメリット



一人ひとりの過去の診療・薬剤情報などに基づいたより良い訪問看護が受けられます

訪問看護ステーションを利用する際、診療・薬剤・特定健診情報の提供に同意すると、ご自身の健康・医療情報に基づいたより適切な看護などにつながります。



高額療養費制度を活用する場合の書類での事前申請が不要になります

高額な医療費が発生した場合でも、事前の申請をせずに高額療養費制度が適用され、一定額以上の支払いが不要になります。



**訪問看護での資格情報（医療保険）の
毎回の提示が不要になります**

訪問看護を継続的に利用している場合、訪問看護ステーション内で資格情報を確認できるため、毎回提示する必要がなくなります。

